

[事案 2023-217] 入院給付金等支払請求

・令和6年2月21日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反を理由に契約が解除されたことを不服として、解除の取消し等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

閉塞性肥大型心筋症で、令和5年2月から入院（入院①）したため、令和4年12月に契約した引受基準緩和型医療保険にもとづき給付金を請求したところ支払われた。その後、令和5年3月から入院（入院②）および手術をしたため、本契約にもとづき給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除され、入院②の給付金が支払われず、入院①の給付金返還請求を受けたため返還に応じた。しかし、以下等の理由により、契約の解除を取り消し、入院①および入院②の給付金を支払ってほしい。

- (1) 保険会社は、令和4年10月4日に、医師の診察を受けた結果、診断確定のための検査を勧められていたと指摘するが、同日は、労作時息切れ・胸痛の主訴のもとA病院を受診し、診察前に検査を行った日である。実際に診察を行ったのは、同月6日である。
- (2) 保険会社は、同月6日に高度な専門病院での精査・治療を検討する必要がある旨の説明を受けていたと指摘するが、高度な専門病院での受診を勧められたのは、A病院で投薬治療を続けた結果改善が見られなかった後で、令和4年12月（告知日以降）のことである。
- (3) 4日および6日の時点では、告知に関する注意書きに記載されている「検査をすすめられた」ことには該当しない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 令和4年10月4日、申立人は、閉塞性肥大型心筋症の疑いで心エコー図検査などによる精査を要することや、投薬治療を要する旨の診断を受けており、同日、心エコー図検査および心電図検査を受けていることを病院に確認している。
- (2) 同月6日、申立人は、投薬加療を要し、定期的検査フォローの後、より高度な専門病院での精査加療が検討されることや、心室性不整脈の懸念もあり、植込み型除細動器の必要もあるかもしれないとの診断を受けていることを病院に確認している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。